

研究会に関する内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認

1. 目的

当該分野の限定された話題を議論、討論し自己を研鑽する場、或いは情報交換、研究成果の発表並びに討論の場などを目的として研究会を設けることができる。

2. 組織

研究会は、当該分野の分野研究企画部会に所属し、その企画、運営は、本部又は支部事業として行われる。

3. 設置申請と決定

研究会の設置申請は、随時行うことができる。

研究会を設置する場合、会員は、設置申請書（研究会様式 1）を当該分野の分野研究企画部会に提出する。

分野研究企画部会は、申請内容が適当と判断される場合、研究企画委員会に研究会の設置を提案する。

研究会の設置は、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。

4. 研究会会員

研究会は原則として本会会員の自由参加とする。参加制限を課す場合は、研究企画委員会に諮り、承認を得なければならない。

非会員であっても、研究会が対象とする事項について専門的知識を有する場合、研究会会員の承認の下、参加できる。

研究会に会長を置く。会長は本会会員から選出し、研究会会員の互選とする。

研究会会員は、必要に応じて研究会会長が委嘱する。

研究会は、会計担当を置かなければならない。

研究会は、研究会会員名簿（研究会様式 2）を運営される本部又は支部の事務局に提出する。

会長の議事運営に従わない等、研究会の運営に支障を生じる場合、会長は、研究企画委員会に諮り、研究会会員を解任することができる。

5. 本部研究会の運営経費

研究会名で行われる当該年度の収入額及び支出額すべてを明示した運営予算は、当該研究会が策定し、研究企画委員会の議を経て、理事会で決定される。決算についても同様とする。

本部研究会は、本部会計より運営経費助成を受けることができる。

助成金額は、過去 2 年間の研究会及び研究会主催のシンポジウム等への延べ参加人数に基づいて、研究企画委員会が決定する。

各年度の所定の期日までに会計報告と会計原票（領収書・請求書等の原本）を本部事務局に提出する。

本部事務局は、運営経費運用のための銀行口座を開設する。

6. 支部研究会の運営経費

研究会名で行われる当該年度の収入額及び支出額すべてを明示した運営予算は、当該研究会が策定し、支部運営委員会の議を経て、理事会で決定される。決算についても同様とする。

支部研究会の予算管理及び運営は、支部予算の下で実施される。

支部研究会の運営は、支部予算より運営経費助成を受けることができる。配分額は、支部運営委員会が決定する。

各年度の所定の期日までに会計報告と会計原票（領収書・請求書等の原本）を支部事務局に提

出する。

7. 会費

研究会が会費等を徴収する場合は、学会の事業として会計処理を行う。ただしその運用は研究会に一任される。

8. 研究会活動

研究会の活動については、その研究会の自主性を尊重する。

研究会の活動にあたっては、研究会が日本船舶海洋工学会に帰属するものであることを明らかにしなければならない。

研究会内の協議により運営経費から会員旅費及び謝礼を支出することができる。

研究会会長と会計担当者が会計管理の責任を負う。

9. 活動報告

研究会は、研究会の開催の度に、「KANRIN」掲載用の中間報告（研究会名、参加人数、議事概要、連絡先）を、運営される本部及び支部事務局にそれぞれ提出する。

本会は、研究会の活動内容及び成果について、「KANRIN」、「論文集」、シンポジウム等への発表を依頼することがある。

10. 解散と運営経費助成停止

研究会の活動が終了した場合、研究会会長は分野研究企画部会を通じてその旨を申請し、本会の承認を得て後、研究会を解散することができる。

次の事由による場合、本会会長は研究会の解散または助成停止をすることができる。この場合、研究理事を通じてその旨研究会会長に通知する。

- (1) 運営経費助成金が目的以外に使用されている場合
- (2) 本会に対し不利益を与えた場合

附 則

- (1) この内規は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。